

今回のテーマ：コロナで社会保険料が下がる！？

Q. 新型コロナウイルスの影響で、社会保険料負担を下げる事ができる特例措置ができたと聞きました。一体、どのような制度なのでしょう？

A. 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合における標準報酬月額の特例改定」というものが、できました。

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した社会保険の被保険者で、休業により給与が著しく下がった被保険者について、一定の条件に該当する場合は、通常の場合、4ヶ月目に変更されます)ではなく、特例により”給与が下がった翌月から”変更できる特例を設けました。

対象となる被保険者とは、以下のすべてに該当する場合をいいます。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、4月から7月までの間に、給与が著しく低下した月が生じている
- ②著しく給与が低下した月に支払われた給与の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて”2等級以上下がっている”
- ③この特例措置による改定内容に被保険者本人が書面により同意している。

※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

新型コロナウイルスによる社会保険料の特例改定措置！

.....

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
 糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
 〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
 湖東ビル 2階 2-2号室  
 TEL 077-518-1960  
 FAX 077-586-7481  
 E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
 HP <http://www.office-kojitani.com/>



.....

執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！